

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日からは同社〇部の所属となり、注文住宅建築における現場監督として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日に自宅を出たまま行方不明となり、同年〇月〇日にD県E市の〇川で水死体となって発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃、直接死因：溺死、死因の種類：溺水又は自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者が精神障害を発病していた旨主張しているところ、被災者の精神障害の発病の有無については、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）が平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「被災者の精神科への受診履歴は認められない。請求人の申し立て等による被災者の諸症状等の程度からは、ICD-10第V章『精神および行動の障害』に示される精神障害の診断基準を満たさないことから、被災者は、精神障害を発病していたとは認められない。」と意見している。

当審査会も請求人らの主張を踏まえ、本件の一件資料を精査したところ、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められないことから、専門部会の意見は妥当であり、被災者は精神障害を発病していないと判断せざるを得ない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが認定要件の第2の1において定められている。

そうすると、上記(1)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているとは認められないことから、認定要件を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められ

ない。

(3) その他請求人らの主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、採用できない。

3 以上のおりであるので、被災者は認定基準で規定する対象疾病を発病しているとは認められないことから、被災者の死亡と業務との間に相当因果関係は認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。